

理容師法の権限移譲（平成28年4月1日現在）

◎移譲対象事務

名 称	内容・説明	根拠条文
①理容師の業務停止処分	理容師に法律違反、伝染性疾病罹患等があった際、業務停止とすること。	理容師法（以下、単に「法」という。）第10条第2項
②理容所の開設、変更、廃止届受理	理容所の開設、届出事項の変更、廃止の届出を受理すること。	法第11条
③理容所使用前の構造設備の確認検査	理容所の開設前に構造設備が基準に適合しているか検査を行うこと。	法第11条の2
④営業者の地位承継届受理	相続、合併又は分割により営業を承継した営業者の地位承継届を受理すること。	法第11条の3第2項
⑤立入検査	法に規定する衛生等措置の実施状況について自治体職員に立ち入りや検査をさせること。	法第13条第1項
⑥閉鎖命令	理容所や理容師に法違反があった際に理容所の閉鎖を命じること。	法第14条
⑦確認済証の交付	法第11条の2の規定により構造設備を確認した後、確認済証を交付すること。	理容師法施行細則第4条

◎これまでの移譲済み市町村の実施年度及び担当課名

年 度	市 町 村	担 当 課（電話番号）
17	能代市	環境衛生課(0185-89-2174)
19	鹿角市	市民共動課(0186-30-0224)
〃	大館市	健康課(0186-42-9055)
〃	大仙市	環境交通安全課(0187-63-1111内229)
20	北秋田市	生活課(0186-62-1110)
〃	小坂町	町民課(0186-29-3928)
〃	羽後町	生活環境課(0183-62-2111内131)
21	横手市	生活環境課(0182-35-2184)
22	東成瀬村	民生課(0182-47-3403)
23	八峰町	総務課(0185-76-4601)
〃	仙北市	市民生活課(0187-43-3308)
〃	美郷町	住民生活課(0187-84-4903)
24	三種町	町民生活課(0185-85-4824)
25	男鹿市	生活環境課(0185-24-9114)
〃	潟上市	市民課(018-853-5370)

年度	市町村	担当課（電話番号）
27	藤里町	生活環境課(0185-79-2115)
28	湯沢市	くらしの相談課(0183-55-8072)

（参考）

○理容師法の関係条文

移譲対象事務

①関係

第10条 厚生労働大臣は、理容師が第7条第1号に掲げる者に該当するときは、その免許を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、理容師が第6条の2若しくは前条（第9条）の規定に違反したとき、又は理容師が伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不相当と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。

3 厚生労働大臣は、理容師が前項の規定による業務の停止処分に違反したときは、その免許を取り消すことができる。

4 第1項又は前項の規定による取消処分を受けた者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。

第7条 理容師の免許は、次のいずれかに該当する者には、与えないことがある。

1. 心身の障害により理容師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
2. 第6条の規定に違反した者
3. 第10条第3項の規定による免許の取消処分を受けた者

第6条の2 理容師は、理容所以外において、その業をしてはならない。但し、政令で定めるところにより、特別の事情がある場合には、理容所以外の場所においてその業を行うことができる。

第9条 理容師は、理容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

1. 皮ふに接する布片及び器具は、これを清潔に保つこと。
2. 皮ふに接する布片は、客1人ごとにこれを取りかえ、皮ふに接する器具は、客1人ごとにこれを消毒すること。
3. その他都道府県知事が条例で定める衛生上必要な措置

②関係

第11条 理容所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、理容所の位置、構造設備、第11条の4第1項に規定する管理理容師その他の従業者の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

2 理容所の開設者は、前項の規定による届出事項に変更を生じたとき、又はその理容所を廃止したときは、すみやかに都道府県知事に届け出なければならない。

第11条の4 理容師である従業者の数が常時2人以上である理容所の開設者は、当該理容所（当該理容所における理容の業務を含む。）を衛生的に管理させるため、理容所ごとに、管理者（以下「管理理容師」という。）を置かなければならない。

ただし、理容所の開設者が第2項の規定により管理理容師となることができる者であるときは、その者が自ら主として管理する一の理容所について管理理容師となることを妨げない。

2 管理理容師は、理容師の免許を受けた後3年以上理容の業務に従事し、かつ、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者でなければならない。

③関係

第11条の2 前条第1項の届出をした理容所の開設者は、その構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第12条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けた後でなければ、これを使用してはならない。

第12条 理容所の開設者は、理容所につき左に掲げる措置を講じなければならない。

1. 常に清潔に保つこと。
2. 消毒設備を設けること。
3. 採光、照明及び換気を充分にすること。
4. その他都道府県知事が条例で定める衛生上必要な措置

④関係

第11条の3 第11条第1項の届出をした理容所の開設者について相続合併又は分割（当該営業を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、当該届出をした理容所の開設者の地位を承継する。

2 前項の規定により理容所の開設者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

⑤関係

第13条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、理容所に立ち入り、第9条又は前条の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

⑥関係

第14条 都道府県知事は、理容所の開設者が、第11条の4若しくは第12条の規定に違反したとき、又は理容師以外の者若しくは第10条第2項の規定による業務の停止処分を受けている者にその理容所において理容の業を行わせたときは、期間を定めて理容所の閉鎖を命ずることができる。

2 当該理容所において業を行う理容師が第9条の規定に違反したときも、前項と同様とする。ただし、当該理容所の開設者が、理容師の当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督を尽くしたときは、この限りでない。

⑦関係

施行細則第4条 知事は、法第11条の2の規定により理容所の構造設備を確認したときは、確認済証を交付する。